生徒心得

1．生徒の本分

(1)　本校生徒は、学問その他の規程にしたがい、生徒の本分である学業に励むよう常に心がけること。

(2)　他人に迷惑をかけず、進んで集団生活に積極的に協力すること。

2．頭髪、服装及び礼儀

(1)　頭髪、服装は、規程を守り、常に質素で品位を保つよう心がけなければならない。

(2)　登校の際等で、やむを得ない事情により制服を着用できないときは、異装届をホームルーム担任に提出して許可を受けなければならない。

(3)　来賓･職員にたいしてはもとより､生徒同士においても、互いに礼儀正しい態度をとるように心がけること。

3．登校及び下校

(1)　登校及び下校の時間は厳守すること。

(2)　始業時刻より終業時刻までの間は､外出してはならない。やむを得ない理由のため外出する必要がある場合には。ホームルーム担任に申しでて、その許可を得ること。

(3)　休日の登校

休日等に登校し、学校の施設・備品を使用しようとするときは、担任または係の職員に申しでること。

(4)　電動キックボードに乗車しての登下校および、校内への持ち込みは禁止する。

4．欠席・欠課等の届

(1)　欠席・欠課・遅刻・早退・忌引等をする場合は、その理由をホームルーム担任に申しでるとともに、定められた届を提出する。届は、事前に提出しなければならないが、やむを得ない場合は事後直ちに提出すること。

(2)　忌引の日数は次の通りとし、出席・欠席のいずれにも算入しない。

(ア)	父・母	5日
(イ)	祖父母・兄弟姉妹	3日
(ウ)	曾祖父母・伯（叔）父母・甥・姪	1日

5．保護者等の変更

保護者・保証人等に住所・氏名その他の変更があった場合は、直ちに定められた様式で届け出ること。

6．生徒会活動

(1)　すべての生徒は、生徒会に参加すること。

(2)　ホームルーム・部活動・各種委員会その他生徒会の行う諸活動・諸行事には、積極的に参加し、選ばれた役員は、その責任を果たすように努力すること。

7．清　　掃

(1)　生徒は、各々定められた分担により、定められた時間に校舎内外の清掃をすること。

8．衛　　生

(1)　常に衛生に注意し、身体・衣類の清潔を保つこと。

(2)　学校で行う身体検査は、必ずうけ、その結果については、直ちに適当な処置をとること。

(3)　自宅または近隣に、感染症が発生したときは、学校に連絡して指示を受けること。

(4)　学校で発病したり、負傷したりしたときは、直ちに係の職員に申し出て、手当や指示（病院の治療や健康会の給付など）を受けること。

9．所持品と拾得・遺失

(1)　必要な学用品以外は、学校に持参しないこと。

(2)　所持品には、必ず明瞭に記名しておくこと。

(3)　貴重品は、必ず身につけるか、鍵をかけロッカーに保管すること。

(4)　学校内で物品を拾得または遺失した場合は、直ちに担任または、係の職員に届け出ること。

10．学校の施設・備品

(1)　諸施設・備品等を使用する場合は、それぞれの係の職員の許可を得て、破損しないよう大切に使用し、使用後は、よく整理しておくこと。

(2)　施設・備品等を破損した場合は、担任または係の職員に申し出て、その指示を受けること。

11．火災の防止

(1)　常に、火災の予防に注意すること。

(2)　電熱、火等を使用する場合は、担任または係の職員に届け、その指示を受けること。

12．校外生活

(1)　通学の途中または休業中の事故は、直ちに学校に連絡すること。

(2)　夜間の外出は、保護者の承諾を得ること。

(3)　生徒は高校生としてふさわしくない場所に出入りしない。（例：パチンコ屋・雀荘・酒場等）

(4)　アルバイトは、原則として禁止する。やむを得ず行う場合は、「アルバイト許可願」を提出すること。

(5)　交通道徳を遵守し、事故を起こさないように留意すること。

13．団体・会合・出版

(1)　次の場合は、担任または係の職員を通じて校長の承認を得ること。

（ア）　団体を作ろうとするとき

（イ）　会合を開こうとするとき

（ウ）　掲示をしようとするとき

（エ）　出版物を出そうとするとき

（オ）　文書等を配布するとき

（カ）　校外の団体に加盟しようとするとき

(2)　出版物を出そうとする場合は、その原稿を担任または係の職員に提出し、指導を受けなければならない。

(3)　部活動その他において、他校と試合・交流等をもつ場合には、校長の許可を受け、係の職員の指示のもとに行うこと。

(4)　校外団体の会合に参加しようとする場合は、校長の許可を得ること。

(5)　宿泊を伴う旅行は、担任を通じて届け出ること。その際、保護者あるいは責任ある成人の引率が必要である。

14．携帯電話・スマートフォン等

(1)　携帯電話・スマホ等は校内において持込み可・使用不可とする。

(2)　携帯電話・スマホ等は登校後すぐにロッカーに保管し、下校時に持ち帰ること。

(3)　特別に緊急を要する場合の使用は担任等の許可を得て行うこと。

15．タブレット

(1)　授業等で利用するタブレットは、使用しないときはロッカーに入れるなど自己管理に努める。

(2)　授業に関係のない私的な利用（ゲーム・動画視聴・写真や動画撮影・ＳＮＳ等）は禁止する。ただし、教員の許可・指示のもとでの使用は除く。

16．普通自動車、大型自動二輪、普通自動二輪、原動機付き自転車等の運転免許取得について

(1)　普通自動車、大型自動二輪は 18 歳以上、普通自動二輪、原動機付自転車は 16 歳以上で取得を希望する生徒は学校に免許取得届を提出する。

(2)　免許取得後は、免許取得報告書を提出する。

(3)　車両の購入等の際は、購入等の報告書を提出する。

(4)　車両を運転する場合は、運転誓約書を提出する。

(5)　通学に普通自動車、自動二輪等を利用することを禁止する。また、制服や校名のわかる服装等での運転は禁止する。

(6)　自動二輪等を運転する生徒は、毎年度県主催の安全運転講習を受講しなければならない。

(7)　手続きにあたっては必ず担当教諭と面談をする。

17．諸　会　費

(1)　ＰＴＡ会費・生徒会費等は、指定された日までに納入しなければならない。

(2)　納入に支障のある場合は、ホームルーム担当に相談すること。

18．そ　の　他

(1)　生徒相互間で、金銭等の貸借及び売買行為を行ってはならない。

(2)　喫煙・飲酒・暴力行為等は、理由の如何を問わず、学校内外の別なく厳禁する。

頭髪規程

頭髪は清潔な髪型とする。

パーマ、染毛、ウェーブ、極端に長いもの、その他特異な髪型は禁止とする。

服装規程

○上着、スラックス、スカート

本校指定のものとする。

○ワイシャツ

白無地。

○ブラウス

本校指定のものとする。

○ネクタイ・リボン

本校指定のものとする。(年次循環、学年色)

○ベルト

黒・茶の皮のみ可

○オーバーコート

グレー、黒または紺、茶の無地のコート

○靴下

黒、白、紺、グレー等、地味な色のソックスまたはハイソックス（ワンポイントは可)。黒またはベージュの無地のストッキング。ただし、ルーズソックスやベリーショートソックス等の特殊なものは禁止。

○靴

黒、茶の革靴又は運動靴。

○セーター

本校指定のものとする。年間を通して寒い時の着用を認める。校舎内においては、上着を脱いで、セーター姿でも良いこととする。

○ベスト

本校指定のものとする。年間を通じて寒い時の着用を認める。校舎内においては、上着を脱いで、ベスト姿でも良いこととする。

○マフラー

派手でないもの。危険を伴わない程度の長さとし、登下校時のみ着用可。

○校章

校章は左の襟につける。(年次循環、学年色)

夏季服装規程

期　間　5月1日から10月中旬

男　子

○スラックス・スカート

本校指定のものとする。

○シャツ

白無地。(半袖のものでもよい)

○ネクタイ・リボンタイ

着用しない。

○ベルト

黒・茶の皮のみ可

○校章

アイロンプリント式校章を左胸につける。

女　子

○セーター、ベスト、スカート、スラックス

本校指定のものとする。セーター、ベストの着用は任意とする。スカートは膝丈とする。

○シャツ

本校指定のブラウス。白無地。

○ネクタイ・リボンタイ

着用しない。

考査心得

1．　考査会場の机の配置は 6 列とし、座席は廊下側から名簿順に着席する。

2．　机上には筆記用具のみとし、筆入れ、下敷き等の使用は禁止する。

3．　机の中には一切物を置かないこと。全て鞄に収め、椅子の下に置く。

4．　考査時間中、筆記用具の貸借は禁止する。

5．　試験問題配布時から答案回収終了までは、着席の上私語を

慎む。

6．　不正行為や誤解を受けるような言動はしてはならない。

7．　終了合図とともに筆記用具を置くこと。

8．　携帯電話・スマホ等は電源を切った上、個人ロッカーに入れること。

9．　タオル・ティッシュ等の使用は、申し出て監督者の許可を受けること。

10.　膝掛けの使用は禁止する。

11.　その他、監督者の指示に従い、考査を受けること。

12.　25 分を超える遅刻は、欠席扱いとなる。残りの時間に全力を尽くす。

試験期間中の生徒下校について

1．　生徒の下校時刻は 17 時完全下校。ただし、担任、教科担当者、部活動顧問などの監督指導下で行う場合は居残り学習を認める。

2．　遊んでいる生徒は、すぐ下校して学習するように指導する。

3．　大会が近い部活動の練習について

・1 週間程度の練習を次の時間枠の中で特別に認める。

ア．　考査 1 週間前から前々日まで＝17 時 15 分まで

イ．　考査前日＝15 時 15 分まで

ウ．　考査期間中＝14 時 30 分まで

※大会が「近い」の範囲、基準は部活動係で判断する。

週番の任務について

1．　8時25分に担任のところまで学級日誌をとりに行く。そして、職員室前の黒板の連絡事項を日誌に記入するとともに、教室の黒板にも書いて他の生徒に連絡する。

2．　学級日誌の諸項目をすべて記入し、放課後に担任に提出する。

3．　黒板ふき、黒板をいつもきれいにしておくこと。

4．　清掃状況を点検し、その様子を日誌に記すること。

5．　時間割変更の連絡をすること。

6．　その他　担任、教科担任との連絡をとること。